

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第311号)

平成16年7月5日

横情審答申第311号

平成16年7月5日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年7月18日建宅指第228号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「宅地造成等規制法（第52規1134号）12 - 5「宅地造成工事審査調書」道路
局（法15）」の開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「宅地造成等規制法（第52規1134号）12 - 5「宅地造成工事審査調書」道路局（法15）」を特定し、開示した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「橋梁C - 13に付帯する階段部2ヶ所（昭62年頃完成とされているもの）（図面添付）に関して（道都土第47号決定通知に示された情報について）1 当該階段道路は平成2年度に工事完了検査が行われていることを示すもの（台帳があれば台帳も）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年12月11日付で「宅地造成等規制法（第52規1134号）12 - 5「宅地造成工事審査調書」道路局（法15）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 「荏田12 - 5」の区域に当該道路が所在することを示す行政文書については、平成13年12月14日に本件請求に係る開示請求書の内容を補正し、同年12月17日建宅指第674号により開示している。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、昭和63年には当該階段が完成していたとの認識から、本件申立文書に記載のある検査日平成3年2月1日と事実関係が一致しないとしているが、宅地造成等規制法に基づく工事完了検査は、造成主の完了検査申請に基づき実施するものであり、また、完了検査申請に各検査対象施設、構造物等の完成日を示す書類が添付されるものではない。したがって、当該階段の完成日を示す行政文書は存在しない。
- (3) 申立人は、「荏田12 - 5」の工事を見ており、階段そのものは全く工事対象とはされてはなく、本件申立文書は当該階段を含んでいないとしているが、平成13年12月17日建宅指第674号により開示した行政文書は、当該階段が「荏田12 - 5」の区域に含まれることを確認できるものである。
- (4) 申立人は、道路名とその完了検査日を示す文書として、「道路完了検査関係図書」、「道路完了検査台帳」、「道路移管・引継台帳」等を例示しているが、開示請

求書の「平成2年度に工事完了検査が行われていることを示すもの」との記載に基づき、これに該当する行政文書を開示したものである。

4 申立人の意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、申立人の要求しているものではない。本件申立文書は、階段道路（橋梁C - 13付帯）の完了検査が平成2年に行われたことを示すものはなかった。
- (2) 本件申立文書は、「荏田12 - 5」と呼ばれる宅造区域内の道路の完了を示すのみであり、その道路の中に当該道路（C - 13付帯）が含まれることを示すものはない。
- (3) 宅地指導課は、「宅造法第12条に基づく宅地造成工事の完了検査」関係図書の話ばかりをしているが、この完了検査はその性質上、各道路1本ずつの完了（竣工）検査を示すものではないので、申立人の請求には最初から入っていない。すなわち、宅造法第12条に基づく完了検査とは「合同検査」と呼ばれるもので、完了検査工区内の宅地、下水道、上水道、道路、公園、消防等すべての構造物や造成工事を対象に行うものであり、実際の道路の完成とは数年の差がある。
- (4) 「荏田12 - 5」の工事開始の数年前から申立人は近くに住んでいるが、入居時（昭和63年）、既に当該階段は完成しており、住民は、当時、当該階段を日常的に使用していた。したがって、当該階段道路（C - 13付帯）の完成は「荏田12 - 5」以前のことであり、本件申立文書と事実関係が一致しない。

また、「荏田12 - 5」の工事を、申立人は近くで見えていたが、この工事の間、当該階段に付着する部分（階段下の舗装、バス停へのスロープ等）の工事は確かに行われたものの、階段そのものは全く工事対象とはされていなかった。

- (5) 道路名とその完了検査日を示す文書とは、本来、「道路完了検査関係図書」、「道路完了検査台帳」、「道路移管・引継台帳」等の類であり、今回開示されたような宅造工事関連図書ではない。「荏田12 - 5」の区域内にしても、道路は完成したところから1本ずつ検査を受けるのであり、宅造工事図書と道路工事図書とは、もともと別物である。

なお、道路関連図書について、横浜市は保存年限を「5年」としているが、移管・引継関係図書の保存年限は「永年」であり、完了検査関係図書であっても「10年」である。したがって、横浜市の回答が示すとおり、当該道路の完成が平

成 2 年度であるとすれば、これら道路関連図書の廃棄はありえない。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団、旧日本住宅公団。以下「公団」という。）施行の土地区画整理事業であり、宅地造成工事についても公団が施行している。

港北ニュータウン（第二地区）宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき昭和53年9月30日第52規1134号で横浜市と公団との間で協議が成立している。当該宅地造成工事は、宅地造成の対象区域を複数の工区に分けて段階的に行われており、工区ごとの工事が完了した場合には、工事の一部完了検査が行われている。

なお、宅地造成に伴う道路工事は、宅地造成工事の一部として取り扱われている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北ニュータウン宅地造成工事の「荏田 12 - 5」一部完了検査済証の交付を決定する際に作成された決裁文書である「宅地造成に関する一部完了検査済証の交付について（荏田 12 - 5）」（以下「荏田 12 - 5 決裁文書」という。）中の宅地造成工事審査調書であり、「荏田 12 - 5」工区内の道路について一部完了検査の審査結果を記録したものである。

(3) 文書特定について

ア 実施機関は、開示請求書の「平成 2 年度に工事完了検査が行われていることを示すもの」との記載に基づき、これに該当する本件申立文書を開示したと主張している。これに対し、申立人は、京塚橋に附帯する 2 か所の階段（以下「本件階段」という。）の完了検査が平成 2 年度に行われたことを示すものではないと主張している。

イ このため、当審査会では、この点について調査するため、平成14年11月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 「荏田12 - 5」一部完了検査に本件階段が含まれていることは、平成13年12月17日建宅指第674号により申立人に開示した宅造検査申請範囲図及び荏田12 - 5 決裁文書中の図面 3 点により確認できる。

(イ) 本件請求では、「平成２年度に工事完了検査が行われていることを示すもの」について開示請求を受けたものであり、申立人が例示している「道路完了検査関係図書」、「道路完了検査台帳」、「道路移管・引継台帳」等についての開示請求であるとは認められない。

ウ 当審査会では、このような実施機関の主張を踏まえ、実施機関が平成13年12月17日建宅指第674号により申立人に開示した図面の見分を行ったところ、本件階段が「荏田12 - 5」工区に含まれていることが確認された。また、「荏田12 - 5」一部完了検査の審査結果は本件申立文書に記録されており、そこには、検査日が平成３年２月１日と記載されている。したがって、本件申立文書は、本件階段が平成２年度に一部完了検査を受けていることを示す文書である。

エ また、申立人は、本件階段は昭和63年に完成していたこと、道路名とその完了検査日を示す文書は「道路完了検査関係図書」等であることなどを理由に挙げ、申立人が求めているものは宅地造成工事の完了検査関係図書ではないと主張している。しかし、開示請求書には本件階段が「平成２年度に工事完了検査が行われていることを示すもの」と記載されていることから、宅地造成工事の完了検査関係図書が本件請求の対象文書であると実施機関が判断したことは妥当である。

オ なお、本件階段の竣工検査図書一式については、平成14年９月11日都北開第126号により平成９年４月に廃棄済みのため不存在である旨、申立人に非開示決定されていることが認められた。

カ このように、本件申立文書は、本件階段が平成２年度に一部完了検査を受けていることを示す文書であると判断され、本件請求の対象行政文書であると認められる。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月18日	・ 諮問書及び処分理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回 審査会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回 審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年10月18日 (第1回 第二部会)	・ 審議
平成14年11月6日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成14年11月8日 (第2回 第二部会)	・ 審議
平成14年11月22日 (第3回 第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成14年12月25日 (第4回 第二部会)	・ 審議
平成15年5月1日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年5月26日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成15年10月21日	・ 異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成16年3月23日 (第32回 第二部会)	・ 審議
平成16年5月14日 (第35回 第二部会)	・ 審議
平成16年6月11日 (第37回 第二部会)	・ 審議